

## 平成23年度 第1回大和市環境審議会 議事録

- I. 開催日時 平成23年4月20日(水) 午後2時00分～午後4時00分
- II. 開催場所 大和市役所5階 全員協議会室
- III. 出席状況 委員 9人  
池田勝彦委員(会長)、小杉皓男委員(職務代理)、櫻井セツ子委員、鈴木澄子委員、内藤則義委員、藤井敏昭委員、本島美恵子委員、山口祐徳委員、吉原多美子委員  
事務局(担当課含む): 環境農政部長ほか8人
- IV. 公開・非公開の状況  
■公開 □非公開 □一部非公開

### V. 審議又は検討の経過及び結果

#### A. 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 環境農政部長挨拶
- 4 議 題  
(1) 大和市地球温暖化対策実行計画の骨子案について(審議)
- 5 そ の 他  
(1) 「やまとの環境—環境基本計画年次報告書—(平成21年度版)」について  
(2) 「平成22年度版 清掃事業の概要～平成21年度報告～」について
- 6 閉 会

#### B. 審議内容など

「大和市地球温暖化対策実行計画の骨子案について」の審議を行い、答申案をまとめた。

(※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡うえお越してください。)

<発言要旨> 【○は審議会委員の発言、▲は事務局の発言を示します。】

#### (1) 大和市地球温暖化対策実行計画の骨子案についての意見・質疑

○震災の影響で、エネルギー問題について関心が高まっているので、地球温暖化対策という観点だけではなく、省エネルギー・省電力という視点からのPRも有効であると思います。

- 数字、専門用語が多く、わかりにくい面があり、どのように市民に分かりやすく啓発していくかが重要であると思います。
- 子供は、「理解するときちんと行動に移す。」ので、「こういう行動をとると、こういう良い結果につながる。」というような分かりやすい例示があると良いと思います。
- 地産地消・大和市の活性化・省エネルギーと節電の4つが結びつくことが重要ですので、重点施策3の「農業施策との連携」はとてもよいと思います。
- 震災の前と後では、市民の生活様式が大きく変わってきています。そのため、この骨子案で定めた目標値よりも、更に進むのではないかと思います。
- 「家庭部門における対策が最も課題である。」と記述していますが、そのためには、市民が省エネ意識を維持し、実践していくことが全てだと思います。そういう理解でよいでしょうか。
- ▲ご指摘のとおり、民生家庭部門でのCO<sub>2</sub>の排出量が増加しているため、市民の意識改革を行って、省エネを進めることが最も重要であると考えています。
- 民生家庭部門での対策を進めるには、市民向けに「太陽光発電設備の設置、省エネ製品への買い替え」などのように、より具体的に「どのようなことをすれば良いか。」を示す必要があるのではないのでしょうか。
- ▲ご指摘の点につきましては、骨子案では、重点施策4において「省エネルギー、新エネルギーの普及・促進」として掲載し、その中に太陽光発電設備の設置を位置付けております。更に、部門別施策でも、民生家庭部門において、「家庭における省エネルギーの促進」、「省エネルギー機器・設備の導入促進」等を挙げています。ご指摘のような具体的な例示・説明につきましては、実行計画本編で行う予定です。
- 現在の骨子案は、震災後の原子力発電所の問題が收拾していない現状には、多少合わない面も出てくるのではないかと思います。
- 一般家庭は、既に省エネルギーに努めていると思います。しかし、小売店、遊戯場などは、24時間都市という生活スタイルを求める人もいることから、終日営業し電気を使用している店舗もあるので、LEDなど省エネルギー機器の導入を促進する施策が重要だと思います。

○将来にわたって住み心地のよい環境を作っていくために、子供への環境教育が、今、最も重要なのではないのでしょうか。

○第8次大和市総合計画の「まちの健康」の中で、「まちの緑を豊かにする」と書かれています。大和市地球温暖化対策実行計画も、第8次大和市総合計画と整合性をとって進めてもらいたいと思います。

○レジ袋は石油からできていますので、レジ袋の削減は非常に重要であると思います。レジ袋の削減は、骨子案のどこに掲載されているのでしょうか。

▲部門別施策の[5]廃棄物部門の「3Rによるごみ焼却量の削減」という項目の中に、レジ袋の削減も含まれています。骨子案をもとに実行計画本編を作成する際には、より分かりやすく記載いたします。

○骨子案の基本的な位置付けを説明してください。

▲骨子案は、将来推計、市民アンケート等に基づいて、CO<sub>2</sub>排出量を削減できる幅を示し、大和市として必要な対策や方向性、基本的な考え方といった計画の大枠を示すものです。この骨子案をもとに、実行計画を作成します。

○市民は、骨子案や実行計画を閲覧することはできるのでしょうか。

▲骨子案も、骨子案を元に今後作成する実行計画も、市のホームページ等で公開することを考えております。

○公開する際には、短く端的にまとめたものも、併せて公開するとよいと思います。

○重点施策1の「ポイント方式による継続的な参加促進」とは、どのような内容でしょうか。

▲エコポイント制度のように、経済的なインセンティブを与えることができるものを想定しています。

○これまで、かなり細かい、具体的な内容まで審議してまいりました。それらに加えて、本日出して頂いたご意見も含めた答申案の作成を、事務局にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。(全出席委員が同意。)

▲今までのご審議の中で、何人かの委員から、「諮問から答申の間に、東日本大震災があり、状況が変わった。」というご意見をいただきました。それによって、骨子案自体を大きく変更することはないと考えます。しかし、市民の意識・ライフスタイル、電力の供給状況等が変わると思いますので、「それらのことを考慮する必要がある。」という内容を答申案に含めます。

**(2)「やまとの環境－環境基本計画年次報告書－（平成21年度版）」についての  
意見・質疑**

○環境要素の空気について、二酸化窒素の主な排出元は自動車ですが、今はだいぶ排出量が減っていると思います。そのような状況の中で、二酸化窒素を指標項目とした理由は何でしょうか。

▲ご指摘のように自動車から排出される二酸化窒素の量はかなり改善されています。しかし、依然として大和市でも自動車から排出される二酸化窒素の影響は大きく、また、一般的にも、排気ガスの測定指標として二酸化窒素が採用されています。このため、市内の監視測定局で定点観測を行っている二酸化窒素を指標として採用しています。

**(3)「平成22年度版 清掃事業の概要～平成21年度報告～」についての意見・  
質疑**

○「トイレトペーパーは芯のないものを選びましょう」と書いてありますが、市では、スポーツセンターを除き、芯なしのトイレトペーパーを使用していません。市が率先して、市民の手本となるような行動をとっていただくようお願いします。

○5月の清掃の日で集めた草などは、乾かしてから環境管理センターに持ち込むようにしてはいかがでしょうか。

**(4) その他**

事務局から次回の開催予定について説明を行った。

<閉会>

## 平成23年度 第2回大和市環境審議会 議事録

I. 開催日時 平成23年6月29日(水) 午後2時00分～午後4時35分

II. 開催場所 大和市役所5階 全員協議会室

III. 出席状況 委員 12人

池田勝彦委員(会長)、小杉皓男委員(職務代理)、柏木明委員、小林幸文委員、櫻井セツ子委員、鈴木澄子委員、内藤則義委員、長谷川雄一委員、藤井敏昭委員、本島美恵子委員、吉田浩二委員、吉原多美子委員

事務局(担当課含む): 環境農政部長ほか9人

IV. 公開・非公開の状況

公開    非公開    一部非公開

V. 審議又は検討の経過及び結果

A. 会議次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 環境農政部所管指定管理施設の平成22年度事業報告及び評価(案)について

①柳橋ふれあいプラザ(所管: 施設課)

②引地台公園及び引地台温水プール立体駐車場(所管: みどり公園課)

③多胡記念公園(所管: みどり公園課)

④ゆとりの森修景池及び周辺園地(所管は、みどり公園課であるが、指定管理に関する事務は、スポーツ課が所管)

(2) 文化スポーツ部所管指定管理施設の平成22年度事業報告概要及び評価(案)について

①ゆとりの森芝生グラウンド

②つきみ野1号公園(つきみ野野球場・園地・駐車場)・引地台野球場・宮久保公園(宮久保野球場・園地・駐車場)・宮久保スポーツ広場

(①と②の指定管理に関する事務は文化スポーツ部スポーツ課が所管)

4 そ の 他

5 閉 会

## B. 審議内容など

環境農政部所管指定管理施設の平成22年度事業報告について所管課より説明を行い、評価案を審議した。

また、文化スポーツ部所管指定管理施設の平成22年度事業報告概要及び評価（案）について説明を行った。

（※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡うえお越してください。）

<発言要旨> 【○は審議会委員の発言、▲は事務局の発言を示します。】

### （1）柳橋ふれあいプラザ（所管：施設課）の平成22年度事業報告及び評価（案） についての質疑・意見等

○利用する人は頻繁に利用し、利用しない人は施設の存在さえ知らないということがあるのではないかと思います。公平性という観点からも、なるべく多くの方が利用することが望ましいと考えますが、その点については、どのように考えているのでしょうか。

▲利用促進のPRとして、ホームページを活用しております。しかし、その他の、例えば、チラシの配布などは実施できていないのが実情です。交通の便もあまり良くないことも、利用者が増えない原因の1つとして考えております。ご指摘のとおり、より多くの方にご利用いただくということについては課題としてとらえており、今後も引き続き、取り組んでいきたいと考えております。

○さまざまな自主事業を行っていますが、その事業費が非常に低く抑えられているように見受けられます。経費の低さは何に起因しているのでしょうか。

▲指定管理者が手作りで案内等を作成する、また、講師の方などもボランティアでご協力いただくことなどにより、事業費を抑えて実施していると聞いております。

○減免シールについて説明をお願いします。

▲環境管理センターが所在することによるマイナス面を踏まえ、半径500メートル以内の自治会にお住まいの近隣住民の方については、浴室使用料の減免申請をしていただければ、減免シールを発行し、浴室を無料で使用していただいています。

○収支報告書について、96万円のプラスが出ていますが、東日本大震災の影響がなければ、さらに大きな利益が見込まれたのでしょうか。

▲浴室使用料については、指定管理者は徴収事務手続きだけを行っており、市の収入となるため、指定管理者の収支とは関係がありません。そのため、地

震の収支への影響は、自動販売機、マッサージ機などからの収入程度であると考えております。

- 利益は翌年に繰り越されるのでしょうか。また、逆にマイナスの場合は、どうなるのでしょうか。
- プラスが出るということは、指定管理料の設定が高すぎるということになるのではないのでしょうか。
- ▲利益が翌年に繰り越されることはありません。収支のプラス分は、指定管理者の収益となります。

- 利用者の年齢的な分布は、どのようになっているのでしょうか。
- ▲おおよその数字になりますが、60代が4割、70代が4割、50代が1割、それ以外の年代が1割程度という年齢構成になっております。
- 若者も利用できるような施設という方向にも発展性があるのではないかと思います。

- 利用者の満足度調査などは行っているのでしょうか。
- ▲指定管理者が第三者機関に依頼してアンケートを行っているものがあります。
- 次年度以降は、事業報告書と併せて、アンケートの結果も提出していただいたほうがよいと思います。

## **(2) 引地台公園及び引地台温水プール立体駐車場（所管：みどり公園課）の平成22年度事業報告及び評価（案）についての質疑・意見等**

- 引地台公園には自動販売機が多数設置されていますが、自動販売機の収入はどのような扱いになっているのでしょうか。
- ▲引地台公園の指定管理者である財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団は、泉の森など、他にも多くの公園を管理しており、それらの公園に設置されている自動販売機と合わせて集計しているため、指定管理とは別会計になっております。
- 自動販売機は、社会福祉協議会が管理しているのではないのでしょうか。
- ▲他の公園では、社会福祉協議会が管理しているものもありますが、引地台公園については、昨年までは、大和市スポーツ・よか・みどり財団が管理していました。なお、今年度からは市が直営で管理をしています。
- 次年度以降は、自動販売機の収入について疑問が生じないように記載してください。

○評価の視点として「施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか」という項目があります。確かに大和市スポーツ・よか・みどり財団は大きな財団であり、問題はないと思いますが、具体的な人員配置が記載されているほうが、よりわかりやすいと思います。

▲次年度以降は、具体的な事業報告に、具体的な人員配置を含めるようにいたします。

### **(3) 多胡記念公園（所管：みどり公園課）の平成22年度事業報告及び評価（案）についての意見・質疑等**

○利用状況についてですが、「何人」ではなく、稼働率のような形で示すほうがわかりやすいのではないのでしょうか。

また、茶室、書院など有料施設についての記載しかありませんが、公園部分も立派で地域の方々への貢献もあるかと思うので、評価に加えてよいのではないのでしょうか。

○公園管理に当たっては、周辺自治会の方々のご協力もあるかと思いますが、謝礼などは支払っているのでしょうか。

▲大和市スポーツ・よか・みどり財団から飲み物の差入れをするような場合はあるかと思いますが、現金として謝礼をお支払いすることはありません。

### **(4) ゆとりの森修景池及び周辺園地（所管：みどり公園課）の平成22年度事業報告及び評価（案）についての意見・質疑等**

○柳橋ふれあいプラザの指定管理者と、ゆとりの森等の指定管理者は異なるので難しいかも知れませんが、次年度以降は、事業報告書の、特に収支決算の内訳の項目などを統一していただければと思います。

○孫を連れてよく利用しています。ふわふわドームの利用時間延長は、市民の要望に即座に対応する姿勢のあらわれであり、高く評価しています。

### **(5) 環境農政部所管の指定管理施設全体について（まとめ）**

▲先ほどご質問があった収支について（P3の1つ目・2つ目の発言）説明をいたします。指定管理料は、市が積算した金額を上限額とし、その範囲内で公募を行い、指定管理者が提示した金額が、年間の指定管理料となります。指定管理者が実際に管理を行う中で収支がプラスになった場合、プラス分は、指定管理者の収益となります。逆に収支がマイナスになった場合については、

市が補填することではなく、指定管理者の損失となります。つまり、余剰金を翌年度に繰り越すということはありません。ただし、あまりに大きな余剰が出た場合、条件が大きく変わった場合などについては、協議を行って指定管理料を変更するように取り決めております。

○引地台公園及び引地台温水プール立体駐車場に関する事業報告書の中で、「前期繰越収支差額」という表記があります。

▲その内容は、現時点で詳細に説明できませんので、確認して次回の審議会で回答いたします。

○事業報告書について細かい意見は出ましたが、全体として各所管課のもとで、指定管理者により適切に管理が行われていることが読み取れたと思います。

## **(6) その他**

事務局から次回の開催予定について説明を行った。

<閉会>

## 平成23年度 第3回大和市環境審議会 議事録

- I. 開催日時 平成23年7月20日(水) 午後2時00分～午後4時00分
- II. 開催場所 大和市役所5階 全員協議会室
- III. 出席状況 委員 9人  
池田勝彦委員(会長)、小杉皓男委員(職務代理)、小林幸文委員、櫻井セツ子委員、鈴木澄子委員、内藤則義委員、藤井敏昭委員、本島美恵子委員、吉田浩二委員  
事務局(担当課含む): 環境農政部長ほか8人
- IV. 公開・非公開の状況  
公開 非公開 一部非公開

### V. 審議又は検討の経過及び結果

#### A. 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 題
  - (1) 大和市都市公園条例の一部改正について(諮問)
  - (2) 大和市都市公園条例の一部改正について(審議)
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

#### B. 審議内容など

「大和市都市公園条例の一部改正について」に係る諮問が審議会に対して行われた。その後、内容について審議を行い、「大筋については適正である。」という方向性が確認された。

(※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡うえお越してください。)

<発言要旨> 【○は審議会委員の発言、▲は事務局の発言を示します。】

#### (1) 大和市都市公園条例の一部改正についての質疑

○引地台公園ゆとりの森のセンター施設の多目的ルームは、どのような用途を想定しているのでしょうか。

▲会議室としてだけでなく、子ども達の遊び、ダンスなどの活動など、多目的に利用いただけるように考えております。

- 駐車場についてですが、バイク、自転車のスペースはあるのでしょうか。
- ▲ゆとりの森東側駐車場の中に、大型バイクのスペースがあります。さらに、駐車場と隣接する形で自転車の駐輪スペースがあります。また、センター施設棟に隣接する駐輪スペースもあります。自転車・バイクの駐輪は無料です。
- 駐車場の入出車の管理は機械で行うのでしょうか。
- ▲機械での管理になります。
- センター施設、駐車場の利用料は、市民・市外にお住いの方とも一律でしょうか。
- ▲市内・市外によらず一律料金を考えております。
- 大和市内の緑被率を上げていきたい中で、引地川公園ゆとりの森の整備にあたっては、相当数の木が伐採されたのではないかと思われ、「ゆとりの森」という名称と、実態が乖離している印象を受けます。施設の建材に、伐採した木材を使用するといった取組みがあれば良かったのではないかと思います。ゆとりの森について、「環境」という観点からはどのようにお考えでしょうか。
- ▲ご指摘のとおり、整備にあたっては、1 k m<sup>2</sup>の中に1, 0 0 0本ほどあった樹木の7割ほどを伐採いたしました。しかし今後、植樹などを行い、新しい森づくりを行うことを考えております。伐採した樹木の活用に関しましては、今後予定されている四阿の建設などの際に検討してまいります。
- 大和市として、5年後、10年後の環境保全という観点から、ゆとりの森のコンセプトなどを市民に広くアピールしていくとよいのではないかと思います。
- センター施設棟、駐車場の供用開始までのスケジュールについて説明をお願いします。
- ▲ご審議いただいている大和市都市公園条例の一部改正について、9月議会に上程します。センター施設棟、四阿、ロータリー、エントランスの工事は平成23年度末に完了しますが、平成24年4月から6月に掛けて、備蓄倉庫の整備などを行い、平成24年7月から、駐車場、わんぱく広場・ピクニック広場・休憩所と併せて、供用開始となります。
- 管理・運営はどのように行われるのでしょうか。
- ▲指定管理者が管理・運営を行うこととなります。センター施設棟などの供用を開始する平成24年7月からは、公募により選定する指定管理者が管理運営を行います。現在は、整備途中であり、管理の拠点となる施設が公園内にはありません。そのため、平成24年6月までは、現地に管理拠点がなくて

も管理業務を行える体制が整っており、引地台公園の管理を行なっている実績と、大和市都市公園条例に定める指定管理者の要件を満たしている、公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団を、公募によらず指定管理者として選定し、管理運営を行っております。

○利用料については他の施設と横並びのようですが、どの程度の収支を見込んでいるのでしょうか。

▲駐車場収入は、年1、700万円ほどを見込んでおります。8～900万円ほどが経費として掛かりますので、残額を公園維持管理に充当します。多目的ルーム、シャワー等の収入は130万円ほどと見込んでおります。

○公共施設のコインロッカーは、利用後、返金されるものが多いと思いますが、ゆとりの森センター施設棟においては有料としたのはなぜでしょうか。

▲最小限のご負担をお願いすることで、目的外利用、長時間・長期間の占有を防ぐことを狙いとしております。

○駐車場についても、長時間の目的外利用を防ぐという考え方を持っているのでしょうか。

▲他施設の駐車場の利用状況を調査いたしました。目的外での長期間利用が必ず数台は見受けられました。長時間の目的外利用を防ぎ、なるべく多くの方にご利用いただきたいと考えております。

【以上で質疑終了】

【質疑終了後、大和市都市公園条例の一部改正について、大筋は適正である旨の賛同を出席委員からいただいた。】

## (2) その他

1. 第2回環境審議会において説明を行った平成22年度指定管理者事業報告及び評価について、次の修正にともなう資料の差し替えを行った。
  - ・引地台公園及び引地台温水プール立体駐車場の前期繰越収支差額を計上せず、単年度の収支のみの記載に変更した。
  - ・ゆとりの森修景池及び周辺園地の収支決算の「▲205, 767」を「205, 767」に訂正した。
2. 事務局から、大和市における環境放射線量の測定、プール水の放射性物質濃度の測定等の取組みについての説明を行った。
3. 事務局から次回の開催予定について説明を行った。

<閉会>

## 平成23年度 第4回大和市環境審議会 議事録

- I. 開催日時 平成23年8月 3日(水) 午後2時00分～午後3時30分
- II. 開催場所 大和市役所5階 全員協議会室
- III. 出席状況 委員 9人  
池田勝彦委員(会長)、小杉皓男委員(職務代理)、柏木明委員、  
櫻井セツ子委員、長谷川雄一委員、藤井敏昭委員、本島美恵子委員、  
吉田浩二委員  
事務局(担当課含む): 環境農政部長ほか7人
- IV. 公開・非公開の状況  
公開 非公開 一部非公開

### V. 審議又は検討の経過及び結果

#### A. 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 題  
(1) 大和市都市公園条例の一部改正について(審議)
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

#### B. 審議内容など

「大和市都市公園条例の一部改正について」の審議を行い、答申案をまとめた。

(※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡うえお越してください。)

<発言要旨> 【○は審議会委員の発言、▲は事務局の発言を示します。】

#### (1) 大和市都市公園条例の一部改正についての質疑

- パブリックコメントについてですが、どれくらい配布されて、どれくらい  
の回答があったのでしょうか。
- ▲ 市内30箇所の公共施設に用紙を10部ずつくらい配置し、また、ホーム  
ページ上でも意見を応募し、1件のご意見をいただきました。
  
- 駐車場料金についてですが、他の施設と比較して、妥当なのでしょうか。
- ▲ 各市、県の状況などを調査して金額を設定しておりますが、藤沢市の総合

公園が同等の金額となっております。ただし、2時間まで無料、3時間目からは300円というような形になっています。神奈川県でも1時間までは300円、というような例があります。大和市の市立病院では、30分を超えて1時間までが200円、その後100ずつの使用料が追加されるという形になっています。

○ 条例中の、有料公園施設の供用日についての表現ですが、「次に掲げる日を除く毎日」となっており、「ゆとりの森東側駐車場 なし」となっています。「使用できない日がない」という意味だと理解はできますが、わかりづらい表現ではないかと思えます。

○ パブリックコメントについて、市民の反応が薄いことが気になります。どのくらいの期間募集していたのでしょうか。

▲ 7月1日から8月1日までです。

○ パブリックコメントの実施については、広報やまと、FM やまとの市政情報などで、かなりの頻度で PR をしています。広報やまとは市内のほとんどの世帯に配布されており、それを読む、読まないは市民の責任であり、意見を言わないということは、市の提案を認めることに他ならないと個人的には考えます。(意見)

○ 広報やまとなどを読まない若い年齢層の意見を集めるための努力を行うことは市の責務ではないでしょうか。(意見)

▲ パブリックコメントはひとつの意見を集める方法ですが、当審議会も、市民の意見を市政に反映させる貴重な場です。また、ホームページ上でも FAQ というシステムで意見を担当課に伝える方法もあります。

○ このような公園の整備を行うことになったきっかけは何でしょうか。

▲ 公園の用地は、基地の周辺ということで、国有地になっていますが、国から市民の皆様喜んでいただける施設の整備について、国から打診がありました。また、整備費用の75%は国から、3-5%程度は県から補助金が出るということもあり、市民の方々2,000人くらいの方にアンケートを実施し、同意が得られたと判断し、整備を決定しました。

有料化については、公園の維持管理には膨大な費用が掛かりますので、受益者の方に適正に負担いただくということで、周辺の自治体等の様子を見ながら金額の設定を行いました。

- 現状の駐車場は無料ですが、晴天が続くと非常に埃っぽくなります。そういう意味では、有料にしても、しっかりと駐車場を整備するのはよいことだと思います。また、小さな子どもは、30分から1時間遊べば、満足しますから、適正な金額設定だと考えます。(意見)
- 前回の質問にもありましたが、管理・運営形態、収支について、改めて説明してください。
- ▲ 供用を開始する24年7月1日から、公募による指定管理者に管理・運営をお願いすることになります。  
収支については、センター施設棟の有料施設、つまり、会議スペース、ロッカー、シャワーなどで、約130万円程度、駐車場では1700万円ほどの収入を見込んでおります。しかし、全体の経費としては、年間6000円くらい掛かる見込みです。芝生グラウンドの収入を含めましても、収入は2000万円程度ですので、およそ4000万円ほどは市の負担になります。
- 人件費が多いのでしょうか。
- ▲ 樹木剪定、流れの清掃、除草、草刈りなどの人件費、駐車場の監視業務なども含めた維持管理などの比重が大きくなります。
- 総合計画に掲げているまちの健康、社会の健康、人の健康といったコンセプトのシンボルになるような「未来型」の公園になって欲しいと考えます。記念植樹などの試みを進めていただくとよいと思います。(意見)
- 実行委員というような組織を設けて、運営に関わらせるような考え方はないのでしょうか。
- ▲ いずみの森では、しらかしのいえという拠点で、ボランティア団体の方に活動していただいています。つるま自然の森も同様に、将来的には、ゆとりの森でもそのような団体を育成して活動していただきたいと考えております。

## (2) その他

1. 事務局から、大和市における環境放射線量の測定、土壌放射性物質濃度の測定等の取組みについての説明を行った。

<閉会>

## 平成23年度 第5回大和市環境審議会 議事録

- I. 開催日時 平成24年2月13日(月) 午後2時00分～午後4時10分
- II. 開催場所 大和市役所5階 研修室
- III. 出席状況 委員 8人  
池田勝彦委員(会長)、小杉皓男委員(職務代理)、柏木明委員、  
小林幸文委員、櫻井セツ子委員、鈴木澄子委員、長谷川雄一委員、  
吉原多美子委員  
事務局(担当課含む): 環境農政部長ほか10人
- IV. 公開・非公開の状況  
公開 非公開 一部非公開
- V. 審議又は検討の経過及び結果
- A. 会議次第
- 1 開 会
  - 2 会長挨拶
  - 3 議 題
    - (1) 「やまとの環境」(平成22年度)に関する報告
    - (2) 「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の一部改正素案に関する報告
    - (3) 第2次分権一括法に基づく県から市への権限委譲に関する報告
      - ①環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」について
      - ②「大和市都市緑地法施行細則」の施行について
  - 4 そ の 他
  - 5 閉 会
- B. 審議内容など
- 「やまとの環境」(平成22年度)、「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の一部改正素案、第2次分権一括法に基づく県から市への権限委譲について、事務局から報告を行った。
- (※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡うえお越してください。)

<発言要旨> 【○は審議会委員の発言、▲は事務局の発言を示します。】

## (1)「やまとの環境」(平成22年度)についての質疑

○環境基本計画について、各環境要素の目標年度は平成29年度となっておりますが、途中で見直しを行う予定はありますか。状況に応じて、方向性、指標等を見直したほうが良い場合もあると思われまます。

▲現在の環境基本計画は平成20年に改正され、10年間の計画期間を設定としております。5年程度で見直しすることを考えておりますが、現時点では、具体的な見直しの時期等は決まっております。

○公共施設における再生可能エネルギーの導入数について、目標は全施設とありますが、対象となる施設の種類や数はどのくらいでしょうか。

▲施設には公園等、種類も多数ありますので、具体的な単純に数字で示すのは難しいのですが、本庁舎や各課で所管している施設等、全てを対象としています。

○資源化率が昨年度より減少していますが、古紙等の持ち去りの影響があるのではないのでしょうか。

▲持ち去りについては、昨年の条例改正により罰則を設け(適用は平成24年4月から)、市職員によるパトロール等を実施したこともあり、持ち去りは減少していると思われまます。また、神奈川県全体で、紙の資源回収量は減少傾向にあることから、景気悪化による折込チラシの減少や新聞会社による回収の増加が原因と分析してあります。

○平成22年度の実績の報告ということですが、この時期は遅いのではないのでしょうか。(意見)

○学習・参加・協働について、環境フェアのような、ごみ、緑の保全のことなどを市民にアピールし、市民団体が主体となって活動でき、市民参加が促進される機会を積極的に設けていく必要があるのではないのでしょうか。

▲指標(アンケート結果)の悪化については原因を分析していきたいと思いまます。市民参加の促進という点で、環境フェア等のイベントは効果的であると思いまますので、人、場所等の課題はありますが、検討してまいります。

○学習・参加・協働について、みどりの学校プログラムの参加校数を指標としていますが、学校の現場としては、環境教育に力を入れているため、内容にも目を向けて欲しいと思いまます。

▲みどりの学校プログラムのエントリーテーマの詳細については、別途、活動報告の中でまとめ、ホームページにも掲載してありますので、やまとの環境の年次報告の中では、参加校数を指標としてありますが、ご理解いただければと思いまます。

○いくつかの指標にアンケート結果を利用していますが、今後のアンケートの実施方法については、どのように考えていますでしょうか。市民、事業者を隔年で実施している等、分かりにくいところがあると思います。

▲経年で傾向を見ていく必要がありますので、基本的には同様の方法で継続していくことを考えておりますが、今後、改めて検討したいと思います。

## **(2)「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の一部改正素案に関する報告についての質疑**

○大和市ポイ捨て等の防止に関する条例は、施行からまだ1年半程度ですが、これまでの施行の実績として、改正の強い必要性があったのであれば、説明をお願い致します。

▲大和市ポイ捨て等の防止に関する条例は、当初、罰則規定を含むこの改正案を原案として議会に上程したという経緯があります。罰則規定をはずし、公表規定、表彰規定は、議会での提案から修正案として追加された内容です。条例の施行以来、ポイ捨てに関する苦情、切実に条例の実効性を求める声を多数いただいております。罰則を規定することで、警察の協力も得られ、実効性が高まるのではないかと考えております。

○市外の方が市内でポイ捨てを行うのを防ぐためにも、近隣市の対応と整合性を図ることは必要だと思います。

○回収容器の併設と適切な管理に関する規定を削除することについては、判断は難しいと考えます。

▲回収容器の併設が不要になるということではなく、事業者の責務として「意識の啓発その他必要な措置」を既に規定しておりますので、重複している内容を削除するという意味合いでご理解いただければと思います。

○回収容器があるために、回収容器周辺にごみがあふれ、かえって美観を損ねるというケースもあると思います。(意見)

○自動販売機の回収容器の併設については、業界団体等でも規定していると思われる。また、自治体として、ポイ捨て防止条例とは別に、回収容器の併設を義務付けているというケースもあるかと思いますが、近隣市を含めて、どのようになっているのでしょうか。

▲県内では、大和市を含め、15の自治体が自動販売機の回収容器の併設の規定を設けています。自動販売機がポイ捨ての原因と考えられていたため、比較的早くから、ポイ捨て防止の条例がある自治体が規定を設けているという傾向があります。大和市では、ポイ捨て等の防止に関する条例以外では、回収容器の併設の規定はありません。また、自動販売機の業界団体が自主的なガイドラインとして回収容器の併設を規定しております。また、回収容器からごみが溢れているといった場合、管理会社に連絡をすると、比較的迅速に回収してもらうことが可能です。さらに、季節、売れ行き等に応じて、適切なタイミングで回収を行うように対応されていると伺っています。

○生活環境に密接した問題ですので、まずは条例を施行する、そして内容を分かりやすく市民に啓発していくことが重要なのではないかと思います。  
(意見)

### (3) 第2次分権一括法に基づく県から市への権限委譲に関する報告

#### ①環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」についての質疑

○例えば、戸建の住宅がある地域は、どの類型に当てはまるのでしょうか。

▲A あるいは B のいずれかの類型に当てはまるかと思えます。地域の類型についての考え方については、国で定められており、地域の当てはめについての事務が市に移譲されるということになります。

○航空機、新幹線の騒音は除くと書いてあります。

▲航空機、新幹線の騒音は除きますが、道路に面する地域の環境基準もあり、同様の類型の当てはめがあります。

○市民から問合せがあった場合、お問合せの地域がどの類型に該当するかを確認することは出来るのでしょうか。

▲ご住所、用途地域を確認して、騒音の環境基準等をお知らせするということになるかと思えます。

#### ②「大和市都市緑地法施行細則」の施行について質疑

○対象の「特別緑地保全地区」は、大和市では、泉の森の水源地エリア以外にもあるのでしょうか。

▲大和市では泉の森水源地エリアの17haのみです。

**(2) その他**

事務局から、「平成23年度版清掃事業の概要」を配布し、報告を行った。

<閉会>